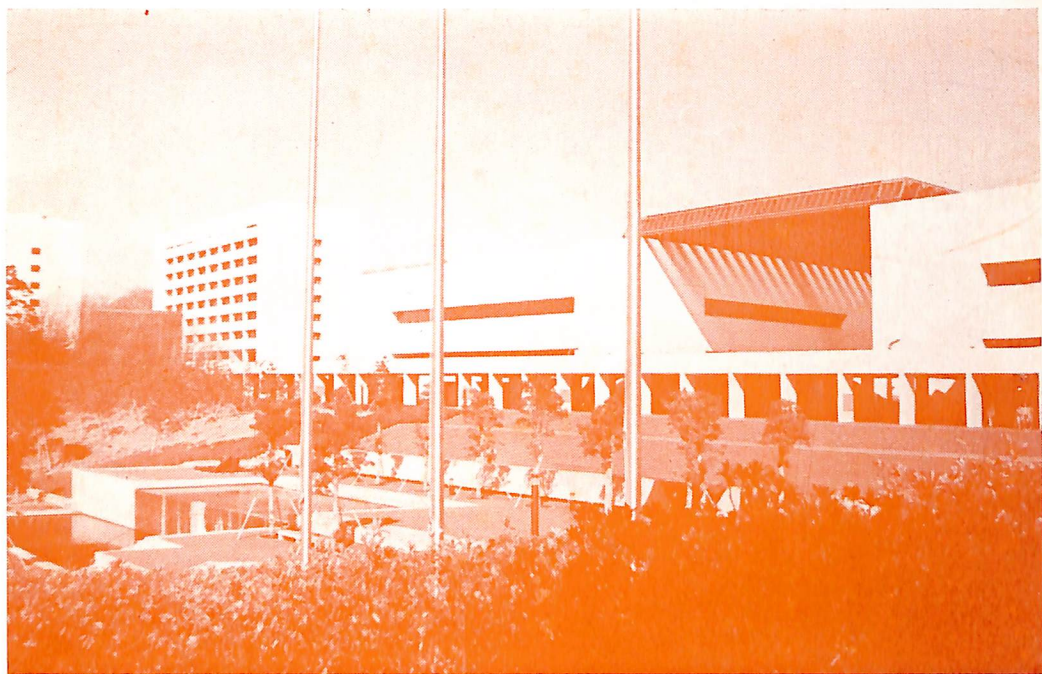


中大法曹

第 8 号



1983. 5

中央大学法曹会

「中大法曹」第八号目次

表紙題字 瀧澤 國雄
表紙写真 中大多摩校舎

卷頭言……………中央大学法曹会幹事長 瀧澤 國雄 (1)

谷村先生を憶う……………中央大学評議員会議長 山本清二郎 (3)

近況雑感……………国家公安委員会委員 大塚喜一郎 (6)

一年を回顧して―裁判官の生活―……………最高裁判所判事 木戸口久治 (9)

同窓裁判官の近況……………副幹事長判事 杉山英巳 (14)

検事会員の近況……………副幹事長検事 窪田四郎 (20)

委員会諮問・答申書…………… (23)

会則改正委員会その一 (議長制)

同 その二 (会長制)

中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会 (長期ビジョン)

関係諸規等則等…………… (33)

中央大学法曹会会規・規程



中央大学百周年記念事業資金募金委員会規則

学校法人中央大学法職講座運営委員会設置要綱

中央大学法曹会役員等名簿

昭和五六年度、五七年度会務報告の概要……………	事務局長 森田洲右 (47)
会務報告 (56・5・25) 58・5・20) ……………	(49)
編集後記……………	会報編集委員会委員長 高橋梅夫 (65)

卷頭言



中央大学法曹会幹事長

瀧澤 国雄

明治十八年、東京神田錦町に創立された英吉利法律学校に始まるわが中央大学は、昭和六十年をもって創立百周年を迎えることになった。建学以来常にわが国法曹界の三分の一を占め、「法科の中央」の名を高からしめ「質実剛健」と「家族的情味」の校風を守り、広大な多摩校舎に移り益々発展の一途を辿っていることは慶賀の至りである。中大法曹会も創立以来茲に三十二年を数え、会員各位の御協力により母校の興隆発展のため出来る限りの努力を続けているのである。

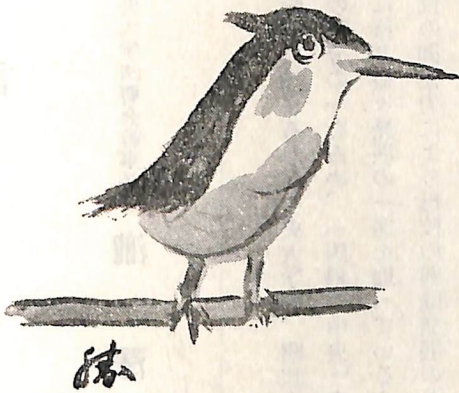
数年来低落傾向にあつて憂慮されていた司法試験合格者も昨年は九十名に達し、九年振りに首位の座を取り戻したことはよるこぼしい限りである。このたび大学当局は従来法学部の課外教育として設けられていた法職特別コースを、法人の直轄機関として法学教育の基礎から受験迄の一貫した法職講座として開設することにしたので、法曹会も学研連と共にこの講座の効果的な運営に協力し、合格者数を飛躍的に増大させたいものと期待している。

昨年五月二十九日、本会顧問であり中大学員会会長、創立百周年記念事業資金募金委員長として大学の発展のため渾身の力を傾注され、学員三十万人の象徴的存在であつた谷村唯一郎先生が急逝されたことは痛恨の極みであり、

謹んで御冥福をお祈りする次第である。

法曹会は目下創立百周年記念事業資金の募金に積極的に努力しており、現在会員の募金申込額は四千数百万円に達しているが更に一層の協力を誓うものである。

終りに当り、この二年間の会務運営につき多大の御支援と格別の御協力をいただいた副幹事長、幹事、委員並に森田洲右事務局長、事務次長はじめ会員各位に心から感謝の言葉を申上げる次第である。



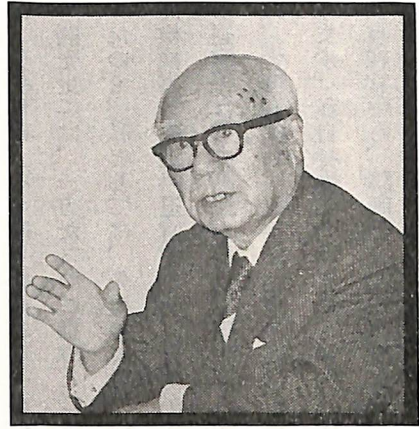
谷村先生を憶う



中央大学評議員会議長

山本清二郎

一、昭和五七年五月二九日は、谷村唯一郎先生の訃報に接した日で、忘れる事が出来ません。その前日は、中央大学会館の学員会の会合で、お目にかかり、又夕方は、稲葉先生の出版記念祝賀会でも、一緒にさせて頂きました。先生には、その時も終始にこやかに、談笑され、殆んどいつもとお変わりなく、お見受け致しました。私は、永い間先生には、一方ならぬご指導とご鞭撻を受けて参りました。私が、中央大学の評議員会議長を勤めるようになったのも、私としては、先生のご意思に従ったものと考えております。と申しますのは、私が昭和四八年七月大阪高検検事長を定年退官する時、先生が大阪の裁判所に、いわゆる大阪タクシー汚職の公判に見えて、お会いし、私が退官後は、弁護士となり、田中方一先輩の後任として、山一証券の常勤顧問になる事が、決まると申し上げた処、大変喜ばれ、それでは中央大学のために、何か貢献して貰い度いと申されて、私も、これをお受けしたのであります。私自身中央大学には、学生時代格別のお世話になったので、かねて自分の出来る範囲の事はしたいと思ひ、検事任官中も、講師として、刑事演習、新法令などの講座を担当し、大学の監事を、二期勤めた事もありました。谷村先生には、検察内部の事情も、よくご存知であり、私が検事として、これらの学校の仕事をして来た事も、承



故 谷村唯一郎先生

知しておられました。私は退官後問もなく、先生のご推せんで、中央大学学員会副会長となり、その後評議員会副議長を経て、昭和五四年三月議長に選任されて、今日に至っているのであります。

二、さて私が谷村先生のご指導を受けるようになったのは、昭和二年二月、先生が岩田法相の要請によって、司法次官に就任された時頃からであります。先生は、既に東京弁護士会の会長等を歴任され、在野法曹の重鎮であられました。弁護士から、司法次官就任と云うのは、正に画期的な出来事でありました。谷村次官は、ここに岩田法相を助け、かねて在野時代から、念願としておられた法曹一元の理想

を掲げ、政府側責任者として、並々ならぬ熱意をもって、戦後の司法改革に対処されたのであります。私は、その頃東京地検検事から、兼任司法事務官を命ぜられ、司法省官房人事課勤務となりました。当時谷村次官には、憲法改正に伴う司法関係の重要法令の改正案の作成等に当られ、連合国軍司令部（GHQ）との折衝に、陣頭指揮を採られたのであります。私は、直接これらの仕事には、関与しませんでした。先生が、司法省の赤い絨緞の上を、民、刑兩局長等を随えて、先頭に立ち、やや赤ら顔で、いわゆる大人の風貌をして、出かけられるのを、何度かお見かけ致しました。多分GHQ側のオプラ氏等との話合いに行かれる時だったのではないかと思うのですが、この時の模様は、今でも私の脳裡に鮮明に残っています。谷村次官のご在任期間は、昭和二年六月迄で、一年有余の短い期間でありましたが、その間超人的な活躍により、今日の揺ぎなきわが国司法制度を創設され、歴史的な大事業を、なし遂げられたのであります。先生のご功績は、わが国司法の分野において、永久不滅のものとして、

残るものと考えます。

三、次に先生は、昭和三四年五月から、四三年三月迄の間、中央大学評議員会議長をしておられた関係もあり、評議員の氏名、経歴等は、殆んど熟知しておられました。私は、昭和五四年三月以来議長として、評議員会や、理監事選考委員会等の時は、いつも丸ビル五階の先生の事務所を、お訪ねして、大学内外の情勢等のお話を承って、これに沿い、善処して来たところでありませう。そのうち、最も先生のご心労を煩わした思い出は、昭和五六年五月三回に亘り開催された、理監事選考委員会の時の事でした。同年五月八日開催の選考委員会の決定により、同月一日十日製紙本社に、谷村、戸田、木戸口の各委員と委員長が私を代表し、渋谷理事長にお会いして、引き続き理事長に、ご就任下さるようお願いした処、渋谷さんは、堅く固辞されましたが、私どもの懇請を容れ、特に谷村、俣野両先輩といろいろご相談の上、最後に両先輩の意見に従われたのであります。渋谷理事長は、谷村先生が、九十三歳を超えるご高齢にもかかわらず、なお大学のため、学員会会長を、お引受けになったご熱意に動かされたものと思っております。谷村先生は、中央大学の多摩校舎が立派に完成し、理工学部校舎の、増改築も終つて、これからは、大学の研究、教育条件の充実を図るとともに、来る昭和六〇年に迫っている中央大学創立百周年記念事業を、盛大に、恙がなくなし遂げねばならぬと云う重大決意を、持っておられたのであります。そのため、昭和五七年二月百周年記念事業資金募金委員長にも、ご就任になったのであります。われわれとしては、先生のご堅いご決意を体し、中央大学の創立百周年記念事業を、立派になし遂げねばならぬと思うのであります。最後に、先生のご冥福を、心から、お祈り致します。



近況雑感

国家公安委員会委員

大塚 喜一郎

「中大法曹」編集委員長から、国家公安委員会委員就任についての随想を書けとのご要望があつて、色々考えたが、半年前に就任したばかりであるから、まだお話する材料もない。しかし、それはそれとして、それなりに智慧をしばって責をふさぐこととする。

わたくしは、昭和五五年二月五日最高裁判所判事を定年退官し、満七年間の激務から解放され、やれやれとヴァカンスを楽しんでいたところ、その生活は、二年半過ぎで終りを告げることとなつた。警察法七条によると、国家公安委員会委員は、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命するとされており、わたくしの場合、昭和五七年八月一八日衆議院、同月二〇日参議院の同意があり、九月一二日内閣総理大臣（鈴木善幸氏）より任命された。実のところ、この時までわたくしは、国家公安委員会委員任命の手續がどう運ばれるのか知らなかつた。だからわたくしは、国家公安委員会については、入口のところから不案内であつたわけである。

ついでながら、各都道府県には、それぞれ都道府県公安委員会があり、その委員は、当該都道府県議会の議員の

被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものうちから、都道府県知事が都道府県議会の同意を得て任命することとなり（警察法三九条）、ここでも、法曹会代表の公安委員が任命されている場合がある。

国家公安委員会の任務権限は、行政警察を含む広汎なものを対象とするが（警察法五条②）、司法警察に限定して考えると、それは捜査機関として刑事手続の端緒的事務に干与するものであるということが出来る。この意味でわたくしの経歴を振りかえってみると、昭和一〇年一二月から三八年二月間は弁護士であり、四八年二月から七年間は判事であり、五七年一〇月から現在までは、間接的ながら捜査に干与していることとなる。したがって、わたくしは曲りなりにも司法の三機関に干与して来たものであるといえるのではなからうか（現在は総理大臣より、弁護士との兼職許可をうけている（警察法一〇条国家公務員法一〇四条）が、弁護士業務については事実上相当の制限をうけている）。

ところで、弁護士法一条によれば、弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とするときれているが、警察法一条によれば、この法律は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し、（且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定める）ことを目的とする、としている。両法条の表現にニュアンスの相違はあるが、その法制定の基本理念には、符節をあわせるものがある。

さいきん、出っばり少年集団の非行が多発して新聞をにぎわしている。横浜での非行少年グループが無抵抗の浮浪者を手当り次第に襲い、なぶり殺しした事件、町田市立忠生中学校学生の「原爆病」先生いじめと、それに逆襲した先生が果物ナイフで学生を傷つけた事件等に、あいた口がふさがらないことが次々と多発している。日本民族

覚せい剤事犯成人、少年別検挙人員の推移

(昭和53～57年)

年次	区分	総数	成人	少年	少年の占める率
53年		17,740人	16,317人	1,423人	8.0%
54		18,297	16,634	1,663	9.1
55		19,921	17,890	2,031	10.2
56		22,024	19,449	2,575	11.7
57		23,365	20,615	2,750	11.8

の次の世代像を考えるとときに、これは一体どうすればいいのであろうか。

その原因は？ その対策は？ 家庭教育、学校教育、社会教育の連携作業、衆知を集めて根治しなければならない。

本年一月二七日付警察統計に見られる上の表の数字は、覚せい剤事犯少年検挙人員が年々増加している恐るべき事実を示している。覚せい剤事犯少年の検挙数のこの種事件全検挙人員に対する比率が昭和五五年に一〇・二%となり、五六年一一・七%、五七年一一・八%とうなぎ昇りに多発している事実は、非行少年防止対策の一環として重視すべきである。(元最高裁判事・弁護士、法学博士)





一年を回顧して

— 裁判官の生活 —

最高裁判所判事

木戸口久治

私が最高裁判所判事に任命されたのは、昨年四月一二日であるから、以来約一年を経過したことになる。それまで私は第二東京弁護士会々長、日本弁護士連合会副会長として弁護士会務に専念し、一方中央大学においては、評議員、理事等として、また学員会の常任幹事、法曹会の幹事長等として、大学の多摩校地移転、創立百周年記念事業の企画立案、その他の大学行政にも関与し、また法曹会内部の意見調整にも尽力してきた。したがって私は弁護士会長の任務を終えた後は、一在野法曹として、後進の指導育成と、大学の創立百周年記念事業の完遂等に微力をささげたいと念願していた。

ところが、会長任期終了間際になって、二弁出身の環裁判官の任期満了に伴う後任人事について、私もその候補者の一人に加えられることになった。ご承知のように、最高裁発足の当初は、その裁判官は、在朝五、在野五、学識経験者五の割合で任命されたということであるが、最近では、四名の在野法曹が、東弁、一弁、二弁、関西系（大阪、神戸、名古屋等）から各一名づつ選ばれるのが慣例化しているようで、二弁出身の環裁判官の後任は二弁からというのが、宮田会長をはじめ、日弁連裁判官推薦諮問委員会の意向でもあった。

私は候補者の一人に挙げられたものの、これまで最高裁判事などというポストは、高嶺の花としか思っておらず、自らその地位に就こうなどとは夢想だにできなかった。ところが運命のいたづらと言おうか、日弁連会長から最高裁判官に推薦される候補者の一人に加えられ、結局、この重責を浅学非才の私が担うことになった。年齢や、大学の卒業年度、司法試験合格年度、修習修了年度、弁護士会の会務経験などが考慮された結果と思われる。私は裁判官としての経験もなく、また学問的業績もない。私にあるのはただ三五年に及ぶ弁護士としての経験のみである。しかし、考えてみれば、従来から最高裁判事には、裁判経験豊かな裁判官出身者、法務、検察業務に堪能な検察官出身者、法学の蘊奥うんおうを極めた学者出身者及び法制実務に経験の深い学識経験者に、在野法曹として経験を積んだ弁護士出身者を配して任命し、最高裁が広く法曹各分野の意見を、裁判の上に公正に反映させうるような構成を採ってきた経緯にかんがみると、弁護士経験というものが貴重な要素であることに思いいたり、その任務と責任の重大性を深く肝に銘じつつ、身の引きしまる思いでこれをお受けすることにした次第である。

最高裁に入って最も感じたことは、裁判官がすべて紳士で、礼儀正しく、親切なことであった。最高裁の機構や内部事情、殊に上告事件処理の方法について全く知識のない新任裁判官である私に対し、同じ小法廷の裁判官自ら、あるいは調査官、書記官などを通じて、実に懇切丁寧な指導、助言を受けた。

しかし、一方裁判官としての立場からは、他の前任裁判官と全く同等の待遇を受け、事件処理に当っては互に自由闊達に自分の意見を述べうる雰囲気であって、他の裁判官から何らかの制肘を受けるようなことは一切ない。そして特定の裁判長という制度はなく、主任事件の担当裁判官が、その事件の裁判長をつとめる仕組みになっている。最高裁では下級審と異なり、判決理由を一つにまとめる必要はないので、多数意見に賛成できないときは反対意見を、多数意見を補足する必要があるかと思うときは補足意見を開陳することになる。

私は在野法曹出身であるから基本的人權擁護を根幹とした在野的感覚と、一般的社會常識に基づき、原判決や多数意見に疑問を呈し、あるいは反対意見を述べる場合が多い。そして審議の場で充分論議をつくし、正すべきところは正し、間違っているところは改めるが、なお納得のいかないところは反対意見として、あるいは補足意見として表明する。

現行憲法は、憲法擁護の使命を最高裁に負託し、一方においては一般上告事件を審理裁判する権限を与えるとともに、他方において違憲立法審査権を付与する。そして一般上告事件については、その上告理由を原則として憲法違反、特定の法令違反、判例違反等に限定したにかかわらず、現実の上告事件においては、一応憲法違反を主張するものにあつても、その実質は、単なる法令違反、事実誤認、または量刑不当を理由とするものが大部分であるのが実情である。したがつて最高裁が憲法の負託にこたえ、真に憲法裁判所にふさわしい憲法判断を下し、法令の解積適用や、判例の統一をはかるという本来の任務を全うするためには、あまりに事件数が多く、何らかの方策をたてなければ到底その負担にたえられないように思われる。

統計によれば昭和五七年中に新たに受理した民、刑上告事件の総数は約四、九〇〇件に上り、同年末までに処理した事件数は約三、五〇〇件、未済として昭和五八年に引継がれた事件数は約二、〇〇〇件に及んでいる（既済事件と未済事件の数には過年度からの引継事件が含まれている。また昭和五八年度については前記引継事件数のほか本年度分の新受事件数が加えられる）。このような多数の事件のうちには明らかに上告理由がなく、簡易処理して差支えないものも含まれるが、大部分は三つの小法廷、一四名の裁判官に割当てられ（長官は大法廷事件を主宰し、一般上告事件の配点を受けない）審議の対象となるわけで、各小法廷とも一週二回の審議のほか、週一回の大法廷審議、裁判官会議、と目のまわる忙しさである。私などは裁判に不慣れのせいもあるが、毎日七時起床、九時半

ころ登庁、審議日は午前一〇時半ごろから、昼食をはさんで午後五時ごろまで終日審議を続け、審議日以外は一日中自室に閉じこもって記録や、資料の閲読、決済書類の点検、調印等に費し、午後五時すぎ退庁という日程で、毎日勤務（土曜日は宅調とすることが多い）であるが、これで一日の仕事が終わったわけではなく、資料や判例、学説等の調査は帰宅後始まるのである。私は帰宅後夕食を摂り、少憩の後七時ごろから仮眠、午後八時半ないし九時ごろ起き上って、再び書類と取組み、大体午前一時ころ就寝するのが日課である。したがってゴルフに行く暇もない。学者か、受験生なみの生活で、日曜も祭日もない。弁護士時代の生活が懐しく思い出される。

しかし裁判官の生活も苦渋に充ちた面ばかりではない。対外的には最高裁判事ということで一応の尊敬を受け、紳士として取扱われるし、また宮中行事などにも招かれる。生活は規則正しく、飲み過ぎて二日酔になることもない。そして一番の収獲は必要に迫られるせいもあるが、本を読むという習慣ができたことである。これまで弁護士時代はまとまって本を読むことは勿論、日常の判例さえ、目次に眼をとおす程度で、内容を最後まで読むということとはなかった。弁護士という対外活動が主体となる業態からやむをえなかった面もあるが、今にして思えばやはり心がけが足りなかったのである。現に若い優秀な弁護士の上告理由などには傾聴すべきものが多く、感心させられることがある。次に審議の場においては、自分の意見が自由に、かつ闊達に開陳できることである。ここでは弁護士として、生きた社会を見て来たことが大いに役立つ。審議においては、先任裁判官も、キャリア裁判官出身の裁判官も、学者出身の裁判官も、全く対等な立場で、何の遠慮もなく発言する。互に白熱した論議をかわすのでストレスが一挙に解消し、仕事への情熱も湧いてくる。私はこの審議における論議が自分の健康を支える重要な要素になっていると考えている。

ところで、わが中央大学においては、これまで谷村唯一郎、五鬼上堅盤、柏原語六、大塚喜一郎、塚本重頼の諸

先生を最高裁に送っている。これらの諸先生は、その学殖においても、能力、識見においても真に最高裁判事にふさわしい方々であり、わが大学の声価を高めるに大いに貢献せられたことは、まことに敬服にたえない。ただ、これらの裁判官は、いづれも在野法曹出身者であり、いわゆるキャリア裁判官の中から未だ最高裁判事を送り出していないことは、「法科の中央」として一抹の淋しさを覚える。この厚い壁を打ち破ってキャリア裁判官の中から最高裁判事の実現することを若い裁判官諸君に期待したい。既に谷村、五鬼上、柏原の三先生は故人となられ、ご健在なのは大塚、塚本両先生を残すのみとなったが、塚本先生もご不快のため任期なかばにして辞任され、その豊富な学殖と、多彩なご経験を裁判の上に充分発揮する機会を持たれなかったことは、まことに残念でならない。先生の巻土重来をお祈りしたい。

私も中大の出身者として、この先輩の遺された光輝ある伝統を受継ぐ機会に恵まれたことを大学人として喜ばしく思っている。この上は健康に留意し、ますます研鑽に励み、大学の名誉を汚さないよう最善の努力を傾けるとともに、来るべき本学出身の裁判官に、この伝統を引継ぎたいと念願している。

(五八、三、二七)

